

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 介護保険事業支援計画との整合性
- 4 計画の期間

第2節 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第1節 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

- 医療計画制度は、昭和60年(1985年)の第一次医療法改正により導入され、本県では昭和62年(1987年)8月に「宮崎県地域保健医療計画－展望編」を策定して以来、これまで7次にわたり医療計画を策定し、その推進に取り組んできました。
- 急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病構造の変化や生活習慣病の増加、さらには医療技術の進歩等、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。
- こうした背景のもと、それぞれの地域において、県民が安心して暮らすことができるよう切れ目のない医療を受けられる体制の構築を目指し、第8次医療計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

宮崎県医療計画は次の位置付けを持つ計画です。

- 医療法第30条の4に規定する医療を提供する体制の確保に関する計画であり、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画
- 市町村の推進する保健医療行政や、医療機関、各種保健医療関係団体及び県民の活動等の指針を示す計画
- 「宮崎県高齢者保健福祉計画(宮崎県介護保険事業支援計画)」「宮崎県障がい者計画」「宮崎県地域福祉支援計画」等とともに、保健医療福祉行政を進めるための「宮崎県総合計画2023」の部門別計画
- 「健康みやざき行動計画21」及び「宮崎県医療費適正化計画」とともに、医療構造改革を推進するための計画

また、この計画は、県だけでなく市町村や医療関係機関・団体等も含めて、推進すべき施策の方向性を示すとともに、県民の自主的な行動を誘引する性格を持つものです。

3. 介護保険事業支援計画との整合性

- 国は、平成26年(2014年)9月に地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下「総合確保方針」という。)を示しました。
- 総合確保方針では、都道府県医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画との整合性を確保する必要があります。

第1章 総論

- 第8次医療計画及び第9期介護保険事業支援計画については、病床の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うため、各計画の進捗状況に合わせて、これらの整合性の確保を図っていくこととしています。
- 今後、地域医療構想の具体化にあたっては、令和7年(2025年)を見据えた介護施設・在宅医療等の追加的な需要が生じることが想定されています。そのため、本県では、地域医療構想調整会議の議論等を踏まえながら、療養病床から介護医療院等への転換など、病床の機能分化・連携を進めてきたところであり、引き続き追加的な需要の受け皿整備を推進していきます。

4. 計画の期間

宮崎県医療計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

ただし、在宅医療及びその他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとします。

第2節 計画の基本的考え方

1. 基本理念

「県民共有の指針」である宮崎県総合計画2023(長期ビジョン)では、本県が目指す将来像の一つとして「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」の実現を目指しています。

この将来像を実現するためには、県民に対して、いつでも、どこでも、安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の構築を図る必要があります。

また、超高齢社会に直面する中、県民の健康寿命の延伸を図るとともに、全ての世代が将来に渡って安心して暮らしていけるよう、持続可能な医療提供体制の構築を図っていくことも重要です。

このような考えのもと、この医療計画の基本理念を次のとおり設定します。

《基本理念》

**県民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる
持続可能な医療提供体制の実現**

2. 基本方針

高齢化の進展に伴い医療需要が増大・多様化する中、医療の担い手不足がさらに深刻化していくことが懸念されることから、限られた医療資源の中で、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制を実現するため、関係団体と連携を図りながら、以下の基本方針のもと、各種施策を展開します。

地域を支える医療体制の構築

5疾病・6事業及び在宅医療の全般において、地域で求められる医療体制の整備を図るとともに、「かかりつけ医」と専門医の連携、各医療機関による機能分化・連携の推進等により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

また、救命救急センターや災害拠点病院の整備、ドクターヘリの効果的な運用など、県民が緊急時や災害発生時においても、適切な医療を受けられる体制の整備を図ります。

医療従事者の養成・確保

県民が安心して必要な医療を受けられるよう、地域医療を担う医師の養成や医師のキャリア形成支援と一体となった医師確保対策をはじめ、看護師等養成施設への支援や県立看護大学の教育・研究機能の充実、看護職者に対する各種研修の実施など、質の高い医療従事者の養成・確保を図ります。

疾病予防・健康づくりの促進

特定健診の受診勧奨や企業等と連携した県民公開講座の実施など、県民の健康増進に関する意識の啓発や取組を支援し、県民の疾病予防や健康づくりを促進します。

デジタル技術の活用

医師や看護師等の業務効率化や労働環境の改善をはじめ、へき地等への医療提供環境の向上（医療格差の是正）や、状況に応じた非対面での診療継続など、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、医療分野でのデジタル技術の活用を推進します。

医療と福祉が連携した在宅医療・介護体制の充実

在宅医療に対する県民ニーズの増大に対応するため、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」をはじめ、「かかりつけ薬剤師・薬局」、在宅療養支援病院、看護・介護サービス事業者等との連携強化など、在宅で必要な医療と福祉サービスの総合的・効果的な提供体制の充実を図ります。

また、人生の最終段階においても、自らが希望する医療やケアを受けられ、自分らしい生き方ができるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）等の理解促進にも取り組みます。

医薬品等の安全確保・安定供給の推進

定期的に医薬品等の製造・販売についての監視指導を行い、医薬品等の安全確保・安定供給を図り、被害発生の未然防止等に努めます。

また、高齢化や医療技術の進歩に伴う血液の需要が高まる一方で、少子化に伴う献血可能人口が減少していることから、安定的な献血者の確保に努めます。

県民への情報提供

各医療機関の機能や役割を県民に周知するため、必要な医療関連情報を分かりやすい形で提供します。